

○枚方市防災会議条例

昭和39年5月15日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、枚方市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 枚方市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ~~(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。~~
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ~~(3)~~ (4) 前23号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市の区域を管轄する法第2条第4号の指定地方行政機関の職員
 - (2) 市の区域において業務を行う法第2条第5号の指定公共機関又は同条第6号の指定地方公共機関の役員又は職員
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 市の区域を管轄する大阪府警察の警察官
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 市の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - ~~(8)~~ (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 前項の委員は、50人以内とする。

(委員の任期)

第4条 前条第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前条の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 防災会議に、その所掌事務について委員及び専門委員を補佐するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

3 第4条の規定は、幹事について準用する。

(議事等)

第6条 第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。